

武蔵野市立大野田小学校 いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめ防止対策推進法により、学校におけるいじめの禁止が明確に示されるとともに、国・東京都・市が連携していじめ防止に取り組む責務が定められている。近年、国の「生徒指導提要 改訂版」や東京都の「いじめ総合対策【第3次】」、武蔵野市の「子どもの権利条例」や「武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策(令和8年3月改訂)」などが示され、児童が安心して学べる環境づくり、自己指導力の育成、重大事態への明確な対応が重視されている。

本校では、これらの動向を踏まえ、児童が「自分も他者も大切にできる」学校風土をつくり、いじめを未然に防ぎ、早期発見・早期対応を徹底するために「大野田小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

- ・「いじめは絶対に許さない」姿勢の徹底： いじめは子どもの権利を侵害する行為であり、いかなる理由があっても正当化されないことを、児童・教職員・保護者が共有する。
- ・自己指導力の育成： 児童が主体的に問題を捉え、自発的・自律的に行動できる「自己指導力」を全教育活動を通じて育成する。
- ・社会総がかりでの対応： 学校内だけで抱え込まず、家庭、地域、専門機関が重層的に連携して解決を目指す。

2 「いじめ」の定義と解消の判断基準

(1)いじめの定義

「児童等に対して、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。
※社会通念上のいじめより広く捉え、本人が苦痛を感じていればいじめと判断する。

(2)いじめの「解消」の判断基準

単なる謝罪等をもって解消とせず、以下の2項目を面談等で確認し、学校いじめ対策委員会が判断する。

1. いじめ行為が止んでいる： 少なくとも3か月間、いじめが継続していないこと。
2. 心身の苦痛が解消されている： 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

3 いじめ防止等のための組織

(1)名称

学校いじめ対策委員会(常設組織)

(2)構成

校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー(SC)等。
※事案に応じ、専門的知識を有する心理・福祉の専門家等を柔軟に加える。

(3)役割

- 翌開庁日以内の開催: いじめの疑いを把握した際、迅速に組織的対応を開始する。
- 情報の集約と記録: 全てのいじめ事案を共通の様式で記録し、5年間保存する。

4 具体的な取組

(1)未然防止(方針 1・2)

- 多様性の尊重: 発達障害や海外にルーツを持つ児童等も含め、多様な背景を持つ児童が安心して過ごせる学級づくりを推進し、自分の大切さとともに他の人の大切さも認めることを推進する。
- SOS の出し方に関する教育: 毎年7月までに、困ったときに大人に助けを求める方法を学ぶ授業を実施する。
- 全員面接の実施: 5年生を対象に、SC による全員面接を行い、潜在的な悩みを把握する。

校内における具体的な取組例

- 分かる授業づくりを進め、すべての児童が参加・活躍できる授業づくりの工夫を進めるとともに、道徳・特別活動を通して規範意識や集団のあり方及び人権に関する教育を学校生活全般において行う。
- 必修研修の授業研究の機会を有効に活用し、指導の仕方や学級の様子について話し合う機会を設ける。また少人数指導担当教諭や専科教諭と児童の様子についての情報交換を行い、問題点を共有する。
- 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- 児童に対しては「さん」付けをし、丁寧な言葉遣いで接する。児童に対しても正しい言葉の使い方、適切な表現の仕方を指導し、言語環境を整える。
- 児童同士の小さなトラブルに対しても慎重に対応し、双方の話を聞くとともに、時間をおかずに解決に向けた話し合いや指導を行う。
- 児童同士のトラブルについては、状況に応じて複数で対応し、より迅速、公平な指導を行う。
- 学校や家庭の様子を学級通信や面談などで日常的に伝え合い、家庭との情報共有に努める。
- 他者の役に立っていると感じ取ることができる機会をすべての児童に提供し自己肯定感・自己有用感を育む。また、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を積極的に設け自己肯定感を高める。
- 学級や学年全員で取り組む活動を充実させ、連帯感を高める。

(2)早期発見(方針 3)

- 多角的な見守り: 教職員による校内巡回に加え、あそべえ、地域のスポーツクラブ等と日常的に情報交換を行う。
- 定期的アンケート: 「生活アンケート」を学期に1回以上実施・分析する。

校内における具体的な取組例

- 本人・友だち・学級等の把握をするため、適宜、担任による児童個人面談を実施する。
- 児童一人一人とのコミュニケーションを深め、担任に相談しやすい雰囲気を作る。
- 学級活動や道徳の指導を通して、児童が日頃からいじめの早期発見に繋がるような行動を主体的にとれるように働きかける。
- 休み時間に一緒に遊ぶなど、授業以外の場での児童との関わりを増やし、友達関係の把握に努める。
- 日常の児童の様子をよく観察し、差別的な言動(机を離す 触れ合いを避けるなど)を見過ごさないようにする。
- ふれあい月間の際に学級でいじめについて話し合い、児童が決めたスローガンやそれに対する振り返りを「いじめ防止ポスター」に記入し、各教室に掲示する。

いじめ発見のためのチェック項目例

① 遅刻、欠席が増える。	② 遅刻ぎりぎりの登校が目立つ。	③ 表情がさえず、うつむき加減でいることが多い。
④ 出席確認の際、返事の声が小さい。	⑤ 頭痛、腹痛などを頻繁に訴える。	⑥ 授業中、正しい答えを冷やかされる。
⑦ 筆圧が弱くなる。	⑧ 休み時間はトイレに閉じこるなど、遅れて教室に入る。	⑨ 物が壊れたり、事件が起きたりすると、その子のせいになる。
⑩ 椅子や机が壊されたり、所持品や机に落書きされたりする。	⑪ 授業の始めに、机の上の教科書などが散乱している。	⑫ 特定の子の運動着が破られたり、靴が隠されたりする。
⑬ 正しい意見なのにあげ足をとられたり、その意見が支持されなかったりする。	⑭ 用事もないのに職員室や保健室に来たり、部屋の周りをウロウロしたりする。	⑮ その子を褒めるとクラスの子どもたちがはやしたてたり、冷たい反応だったりする。
⑯ 「誰かやってくれないか」と言うと、特定の子の名がふざけ半分で出てくる。	⑰ 今までのグループから外れて一人ポツンとし、沈みがちになっている。	⑱ 「ばいきん」「○○菌」などと嫌がるあだ名を付けて呼ばれる。
⑲ 急いで一人で帰宅する。	⑳ 日記、作文、絵画などに気に掛かる表現や描写が表れる。	㉑ 飼育動物や昆虫などに残虐な行為をする。

※本項目を基準に、各学校の実態に応じて項目を追加・変更することが考えられる

(3)早期対応(方針 3・4)

- 被害児童の徹底保護: 組織的かつ迅速に被害児童の安全を確保し、精神的ケアを最優先する。
- 加害児童への指導と支援: 背景にある課題を把握し、毅然とした指導を行うとともに、必要に応じて心理的支援を行う。
- 専門機関との連携: 犯罪行為が疑われる場合は、躊躇なく警察(スクールサポーター)や子ども家庭支援センターと連携する。

校内における具体的な取組例

○「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつけることは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」等の考えは誤りであること、些細な嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは深刻な精神的危害になることを繰り返し指導する。

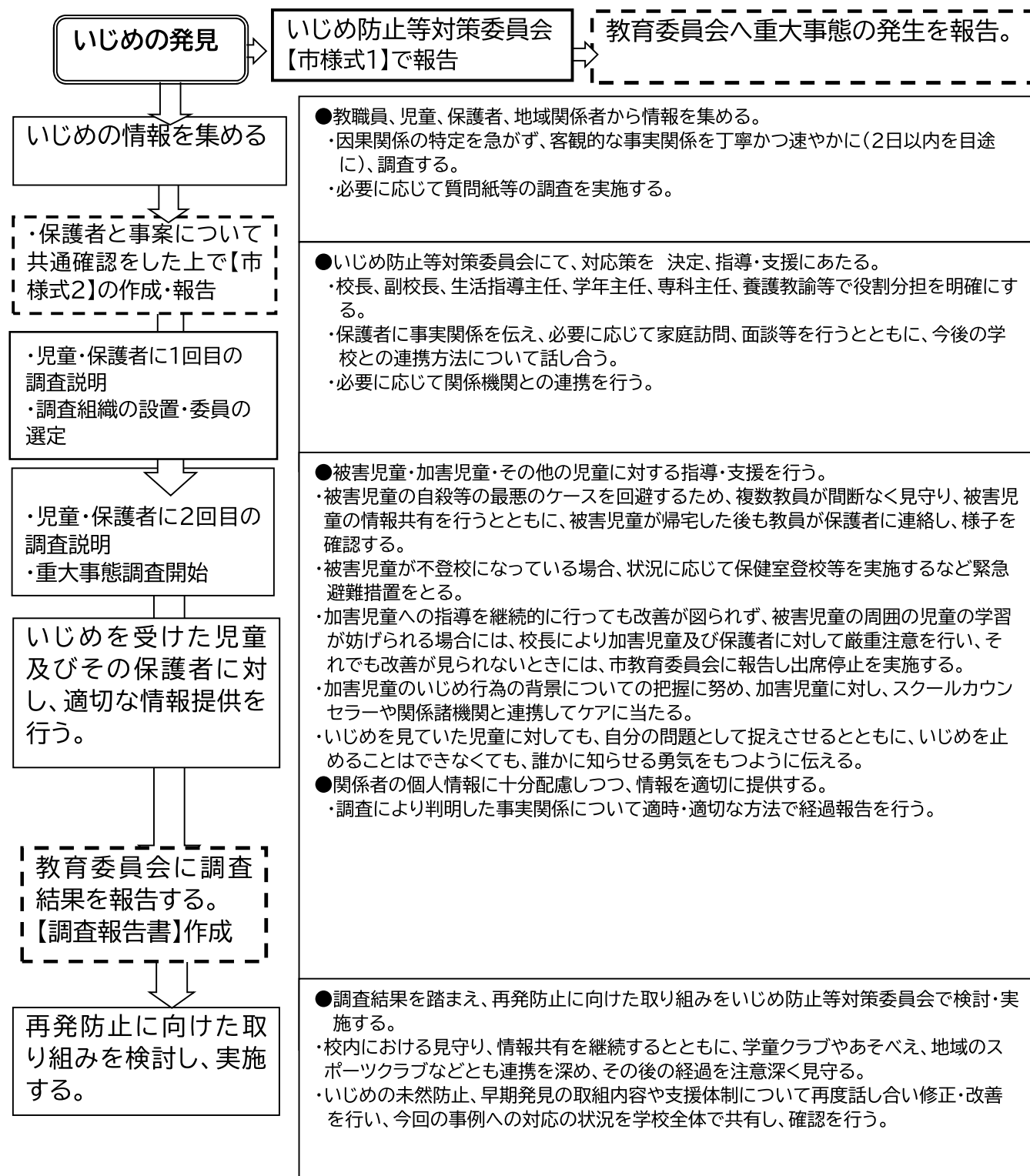
○いじめが疑われる場合には加害児童・被害児童も含めた幅広い聞き取りを行い正確な情報を把握する。

5 いじめの重大事態への対応

以下の疑いがある場合、速やかに教育委員会に報告し、重大事態としての調査を開始する。

- 第1号事態: 生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。
- 第2号事態: いじめにより年間30日を目安に不登校となった疑いがある場合。
- 調査体制: 公平性・中立性を確保するため、特段の事情がある場合を除き、弁護士等の第三者を加えた調査組織を構成する。

【重大事態の対応フロー図】



6 検証及び改善

本方針の取組状況は学校評価の項目に位置付け、児童・保護者のアンケート結果を分析して、年度ごとにPDCAサイクルによる改善を行う。

7 年間計画

月	教職員の主な活動	主な児童の活動	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○いじめ防止等対策委員会の設置・開催 ○道徳の授業で「思いやり」「生命尊重」「規範意識」等を主題とした内容を年3回実施	○学級開き・学級ルールづくり【学級活動】 ○行事を通した人間関係づくり 【1年生を迎える会】 ○行事を通した人間関係づくり	○相談室やスクールカウンセラーの児童生徒・保護者への周知 ○学習ルール・生活スキルの確認 ○前学年から新担任への児童の様子の引き継ぎ	○「いじめ」「人権」についての学級指導	○地域めぐりの実施 ○セーフティ教室への参観呼びかけ
5月	○生活指導全体会を行い、職員間で児童について情報共有する。	○行事を通した人間関係作り【遠足】 ○ペア活動を通した人間関係作り(年3回実施)	○生活指導全体会における情報共有 ○セーフティ教室(情報モラル指導)	○スクールカウンセラーとの全員面談の実施(5年生)	○PTA総会での「大野田小学校いじめ防止基本方針」の説明
6月	○生活アンケートを用いた児童の状況観察・集約・分析、いじめ等防止対策委員会の開催 ○職員研修の実施(「方針」、前年度のいじめの実態と対応等)	○行事を通した人間関係作り【移動教室・プレセカンドスクール】	○「生命の安全教育」実施	○生活アンケートの実施と聞き取り事案への対応	○交通安全教室の呼びかけ ○学校だよりでのふれあい月間の取組についての周知 ○開かれた学校づくり協議会での「大野田小学校いじめ防止基本方針」の説明 ○個人面談
7月			○SNSに関するルール、約束の確認		○いじめ電話相談窓口の周知(「夏休みの生活」プリント) ○SNSの家庭ルール作成などの呼びかけ
8月			○長期休業明けの児童の様子について情報共有		
9月	○保護者会での「いじめ防止基本方針」説明	○行事を通した人間関係作り【セカンドスクール】	○児童観察、教育相談等による自殺防止対策		○保護者会での「大野田小学校いじめ防止基本方針」の説明・配布
10月		○行事を通した人間関係作り【運動会】			
11月	○生活アンケートを用いた児童の状況観察・集約・分析、いじめ等防止対策委員会の開催	○行事を通した人間関係作り【学習発表会】		○生活アンケートの実施と聞き取り事案への対応	○HHP等での「ふれあい月間」の取組についての周知 ○学校関係者評価 ○学校評価アンケート
12月	○学校評価		○人権週間(講話) ○SNSに関するルール、約束の指導		○いじめ電話相談窓口の周知(「冬休みの生活」プリント) ○SNSの家庭ルール作成などの呼びかけ
1月			○児童観察、教育相談等による自殺防止対策		
2月	○生活アンケートを用いた児童の状況観察・集約・分析、いじめ等防止対策委員会の開催			○生活アンケートの実施と聞き取り事案への対応	○HHP等での「ふれあい月間」の取組についての周知
3月		○行事を通した人間関係づくり【6年生を送る会】	○生活指導全体会における情報共有・引き継ぎ事項の確認 ○SNSに関するルール、約束の指導		○いじめ電話相談窓口の周知(「春休みの生活」プリント) ○SNSの家庭ルール作成などの呼びかけ